

小山町立図書館雑誌スポンサー制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、民間事業者等の協力を得て、小山町立図書館（以下「図書館」という。）の雑誌を充実し、町民への図書館サービスの向上を図るとともに、図書館の雑誌カバーや雑誌架を広告媒体として提供することにより、民間事業者等の地域の事業活動の促進するため実施する図書館雑誌スポンサー制度に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(内容)

第2条 雑誌スポンサーとなる民間事業者等が、雑誌の購入代金を負担して当該雑誌を図書館に提供し、図書館は雑誌を配架するに当たり、提供された雑誌の最新号のカバーとその雑誌架に雑誌スポンサーの名称及び広告物を掲示する。

(対象民間事業者等)

第3条 雑誌スポンサーとなることができる民間事業者等は、法人若しくは団体又は個人事業主とする。ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由のある民間事業者等は、雑誌スポンサーとなることができない。

(雑誌提供期間)

第4条 雑誌提供期間は、原則として雑誌スポンサーの承諾の決定を受けた翌月に発行される号から当該年度の3月末までに発行される号までとする。この場合において、1月以降の申込みについては、翌年度4月に発行される号からとする。

(表示方法、広告の規格等)

第5条 図書館は、提供された雑誌の最新号に次のとおり、雑誌カバー表面及び雑誌架に雑誌スポンサーの名称を表示し、雑誌カバー裏面に雑誌スポンサーが作成した広告を掲示する。

(1) スポンサー名（雑誌表面・雑誌架）の表示

- ア 大きさ 縦3センチメートル、横10センチメートル以内
- イ 添付位置 最新号雑誌カバー表面中央下部及び雑誌架の雑誌架中央下部
- ウ その他 図書館が作成し、スポンサー名の下に、雑誌スポンサー制度により提供された雑誌である旨を記載する。

(2) 広告（雑誌裏面・雑誌架）の掲示

- ア 大きさ 当該雑誌の大きさ以下（雑誌カバー片面広告）
- イ その他 雑誌スポンサーが作成し、余白に「この広告は図書館雑誌スポンサー制度によるもので、本誌購入代金に充てられています。」の一文を表示する。
この場合において、広告の内容は3か月ごとに変更することができる。

2 提供された雑誌は、図書館の雑誌コーナーに配架して利用に供する。この場合におい

て、雑誌の配架場所及び位置は、図書館が決定する。

3 提供する雑誌が休刊又は廃刊した場合は、図書館と協議の上、別の雑誌に広告を変更することができる。

(申込み)

第6条 雑誌スポンサーの申込みの受付は、随時行うものとする。

2 雑誌スポンサーとなろうとする民間事業者等は、図書館が作成した雑誌リストから、提供を希望する雑誌を選定し、雑誌スポンサー制度申込書に次の書類を添付して申込みをする。

(1) 広告の図案及び原稿

(2) 会社・団体概要等が分かる書類

(選定及び広告内容審査)

第7条 図書館は、前条の規定による申込みがあったときは、その内容を審査した上で、小山町教育委員会の承認を得て可否を決定し、その旨を雑誌スポンサー承諾（不承諾）通知決定書により、当該申込者に通知する。

(広告内容の変更)

第8条 雑誌スポンサーは、掲載する広告の内容を変更しようとするときは、変更を希望する日の1か月前までに雑誌スポンサー広告内容変更申込書に変更後の広告の図案を添付して、図書館に提出しなければならない。

2 図書館は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査した上で、小山町教育委員会の承認を得て、当該申込者に通知する。

(提供雑誌購入代金の支払い等)

第9条 雑誌スポンサーが提供する雑誌の購入代金は、図書館が指定する納入業者に雑誌スポンサーが直接支払いを行う。

(雑誌提供中止の届出)

第10条 雑誌スポンサーが雑誌の提供を中止するときは、期間満了の2か月前までに図書館に書面により届け出るものとする。

2 中止届出がない場合は、雑誌提供期間は自動的に翌年度も更新するものとし、その後も同様とする。

(雑誌スポンサー取消し)

第11条 申込書の虚偽記載その他不正な手段により雑誌スポンサーの決定の承諾を得た場合その他雑誌スポンサーの対象とならない場合及び小山町広告掲載要綱（平成20年小山町告示第16号）第3条に規定する広告に該当する場合、図書館は、雑誌スポンサーの承諾の決定を取り消すことができる。